

第 20 回「上尾道路（江川地区）環境保全対策検討会議」

の議事概要について

標記の会議が、以下のとおり開催されましたのでお知らせいたします。

1. 開催日時 令和 2 年 1 月 1 6 日 (木) 1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 2 0
2. 開催場所 上尾市文化センター 1 0 1 集会室
3. 議事概要
 - 1) 事業者説明要旨
 - ①トラスト 17 号地での誤除草に関するお詫び
 - ②【議事 1】第 1 9 回会議の議事概要について
 - ③【議事 2】道路開通後のモニタリングとりまとめ（中間）について
 - ・委員の意見を踏まえ追加報告
 - ④【議事 3】道路排水浄化施設について
 - ・上尾市側道路排水浄化施設の計画を説明
 - ・桶川市側道路排水浄化施設の設置位置の再検討案を説明
 - ⑤その他

2) 意見・助言の概要

① トラスト 17 号地での誤除草に対する説明

※会議開催に先立ち、大宮国道より 17 号トラスト地誤除草について、前回会議の補足説明。

工事概要、除草概要、作業経緯、発生要因、再発防止対策、その他経緯を説明。(大宮国道)

発生要因に大宮国道として責任があると書いていない。なぜ越境してしまったかが書かれていない。再発防止については、ロープを張ってダメだったのだから、それ以上の対策をしなければダメだ。(委員)

大宮国道に責任がないというわけではなく、記者発表でもお詫びさせていただいた。境界のロープについては、作業員が分からず超えてしまったと聞いている。再発防止について、特別に職員が立ち会って施工をしていくことで考えている。ロープについては、フェンスがいいのか、ロープを二重、三重にするのがいいのか、管理者とお話したいと考えている。(大宮国道)

工事をやる場合は周辺住民にきちんと工事説明をやってください。(委員)

大宮国道が環境対策についてちゃんとした認識があるのだったら、直接発注すべき。下請に任せるからこういう事態が起きる。(委員)

国の環境対策として、直接業者とやり取りをして別発注していくということをしてしない限り、また同じことが起きる。(委員)

大宮国道の認識不足。再発防止対策は自分たちの認識不足をまずは共有することが大事だと思う。(委員)

事故が起きてから、私も謝られても納得いかなかったのは、命の問題だから。多くの命を失ったことの意味が理解されているのかどうかというところが、私としては一番つらいところだった。草刈りの時期がよくないということが一番の問題。どう管理しようと、その土地は私たちの管理している土地なので、私たちに一任していただければいいかなと思っています。(委員)

いつまでにどういう調査をして、いつ頃にはこういう目途をつけますと、文書にしてください。(委員)

調査に入らせてもらえないというところもあったが、今後こういうスケジュール感でやっていきたいとお話をして、会議でお出しできるようにさせていただく。(大宮国道)

今回の管理についてはプロジェクトチーム等できちっと検討されてからする仕事だったのですか。(委員)

毎年2回ほど除草しており、プロジェクトチームの中で確認しながらやっている作業ではない。(大宮国道)

毎年こうやってきたというのが、今回の管理の、ずさんと思えることにもつながるのではないかと思う。きちんとプロジェクトチームなり何なりに諮ってやるべきかと思う。(委員)

管理方法、草刈りの時期などもしっかりお話しさせていただく。(大宮国道)

② 第19回会議の議事概要について		
議事1 (前回の議事概要について)	事務局	・委員のご意見について議事概要としてとりまとめた。
		・議事概要の中で不足の点があるので、もう少し時間をいただいて修正をお願いしたい。(委員)

③ 道路開通後のモニタリングとりまとめ（中間）について		
議事2 (道路開通後のモニタリングとりまとめ（中間）について)	事務局	・水環境モニタリングは、特段のご意見はなかった。 ・動植物モニタリングは、前回会議の委員意見で資料提出の要請があったものを説明した。 ・調査範囲全域の株数を細分化し提示した。 ・サワトラノオの種子を発芽させたもので行った生育実験のうち、増殖実験においては湿潤な斜面下段、かつ湧水に涵養される試験地の成績が良好であり、日照実験においては橋梁模型下の日照条件で成績が良好であった。 ・橋梁の日照影響の調査については、橋梁がかかる前後と比較し、橋梁直近ではヨシ、カサスゲの生育が不良であったが、ハンゲショウ、オニナルコスゲの生育が良好であった。 ・生育実験と日照実験は十分な知見を得たので完了しているところです。 ・道路排水モニタリングは、全窒素、全リンの値に幅があるのは、地下貯留槽の中で攪拌されているためと思われる。
		・陸上植物の光阻害はそれほどないと思っていたが、様々な植物で光阻害はあって、光が多ければ良いというのは必ずしも正しくないという状況が、いろいろな実験や論文から出ている。頭を切りかえて考える必要がある。(委員)

議事 2 (道路開通後のモニタリングと りまとめ (中間) について)	・日照条件が生育に及ぼす影響を考えると、植物は単独で生育しておらず競争関係にある。例えば日陰を好むハンゲショウなどが好適になっているのは、これらを覆うヨシがいなくなるからであって、橋の下の方が良いという話にはならない。競争環境にあることが一般的なので、それを排除するとこのような結果になることがある。野外の生態というのは、そのように見なければならない。(議長) ・絶対的にどのくらいの光が良いのかという議論と、現実の議論とは、分けて考えなければいけなくて、絶対的にどのくらいの光が良いのか別に考えていかなければならない。(委員) ・単独種と競争者がいる場合では実験結果がまったく違うことがある。(議長) ・表現の仕方、まとめ方について、何がどのように低下なのか、増加になるのか、きちんとした評価の仕方があるのではないかと思う。(委員) ・平成 31 年度の調査結果はどうなったのか。移植も含めて、5 年間は必要という形でずっと見てきたと思うが、今の状況がわからない。(委員)		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="531 1216 679 1339">事務局</td><td data-bbox="679 1216 1388 1339"> ・今回は 3 カ年分のご報告であり、5 カ年経過の時には、全てのデータを揃えてご説明します。 </td></tr> </table> ・サクラソウトラスト地は短い期間の実験でなくて、27、8 年かけて県の条例指定種を管理しているので、個体数を大きく増加させているという印象づけに使われているような気がして、不愉快に思う。(委員) ・まとめとして、問題のある表現や納得できないところがあるので、見直しを入れ、きちんとした資料で次に渡していきたいと思う。(委員) ・生育実験の結果で数字が減っている部分があるので、生育実験は成功しなかったという評価を出した方がよろしいのではないか。(委員)	事務局	・今回は 3 カ年分のご報告であり、5 カ年経過の時には、全てのデータを揃えてご説明します。
事務局	・今回は 3 カ年分のご報告であり、5 カ年経過の時には、全てのデータを揃えてご説明します。		

④道路排水浄化施設について		
議事 3 (道路排水浄化施設について)	事務局	・湿地保全計画に位置付けられた施設です。江川左岸の浄化施設は植生浄化に水を通して、再生ゾーンに供給する形で整備していきたい。 ・湿地保全計画に記載の江川右岸の浄化施設は、設置位置の再考を提案させていただきたい。
		・桶川側の浄化施設の設置位置は、湿地保全計画を覆してまでやるという合理的な理由を再度伺いたい。(委員)
	事務局	・廃棄物処分に関しては、候補地①の上の部分に道路工事のときに必要だったので削った部分がある。ここに出てきた廃棄物の量を、候補地①全体に同じものが埋まっているという前提のもとに試算した。資料に示すような金額差があることから、事務局としては湿地保全計画を再検討いただければという形で提案させていただいた。
		・候補地①にするにはそれなりの理由もあったわけだが、今までの議論は何だったのかなという気がしないでもない。もう一つは、上尾側ばかり用地も買い、排水浄化施設をつくるという形で先行していくというのは納得できない。桶川だけずるずる延ばしていくというのは納得できない。湿地保全エリアをこれから指定して、買っていくという予定はどうなっているのか。(委員)
	事務局	・今年度、桶川側の保全エリアについては道路区域に指定して告示行為を行った。少しずつではあるが、ステップは踏んでいると御認識いただければと思う。
		・道路区域としてエリアを指定したのはどこか。(委員)
	事務局	・湿地保全計画に乗っているエリアの大きさ、約 1.28ha の範囲を道路区域として指定した。

議事 3 (道路排水浄化施設について)	①の候補地は道路区域に指定しないで勝手にやったということか。(委員)	
	事務局	候補地①について、今はここはかかっていないというのが現状。
	- 候補地①を決めるときには随分いろいろ検討した。この際撤去してもらうのが江川全体の湿地の保全にとっていいということがあって、それでこの案を提案して湿地保全計画で認めていただいたという経緯がある。なのに、お金がちょっと高いからやめようというのは随分ばかにした話というか、とんでもなくひどい話だなと思う。(議長) - これは道路事業でなくて県の河川事業でできないか。県の整備計画の中に位置づけてもらうというのはありではないか。掘削を県の河川事業ではできないか。(委員)	
	事務局	ご意見としていただく。今日提案という形で出させていただき、皆様から御意見をいただいたということで、ほかの事業とも絡めた形で何とかできないかというところは少し検討させていただければと思う。この場で候補地②で決定してくれというわけではなく、持ち帰って、議論をさせていただければと思う。
	少なくとも私たちは①でずっと議論してきたし、それでやるべきだということだと思う。(議長)	

その他	・桶川市と上尾市に出した覚書「江川地区の環境保全対策に伴う湿地保全エリアに関する確認書」を皆さんに開示して欲しいとお願いしていた。(委員)	
	事務局	・会議資料として出す形については、桶川市、上尾市の確認をとってから出せればと思う。
	・資料―４は移植の取り組みがあるので、急がなければならない話だと思う。(議長) ・桶川の湿地保全のほうがちやんとしないのに、移植の取り組みとか何とか上尾ばかり先行するのも困るし、湿地保全計画にのっとりながら進めていただきたい。(委員) ・資料―４の全体について、これをいつ扱うかを考えなければいけないということを私としては言いたい。早急に会議をしないと。(議長) ・協議の結果、次回の開会は２月１８日（火）１７時００分からとする。(議長)	